

5 障がい者(児)保健福祉

◆ 精神保健福祉

精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、相談体制の充実や環境づくり、地域住民への疾患の理解や知識の普及啓発等を行った。

(1) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

(各年度末現在)

年度 等級	元	2	3	4	5
1 級	442	467	491	512	538
2 級	2, 033	2, 159	2, 379	2, 579	2, 836
3 級	858	899	968	1080	1, 170
合計	3, 333	3, 525	3, 838	4, 171	4, 544

(2) 自立支援医療費(精神通院)の給付

精神的な病気のための診療、デイケア、訪問看護、薬などにかかる通院医療費の給付を行っている。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
給付件数	6, 158	6, 992	6, 934	7, 290	7, 749

(3) 医療保護入院の状況

医療保護入院患者内訳

(年度末現在)

	アル 血管 性認 知症 ― 病	覚 醒 剤 等	統 合 失 調 症 等	気 分 (感 情) 障 が い	神 経 症 性 障 が い	生 理 的 障 が い	人 格 及 び 行 動 の 障 が い	精 神 遅 滞	自 閉 症 等	心 理 的 発 達 の 障 が い	行 動 及 び 情 緒 の 障 が い	て ん かん	そ の 他	総 数
医療保護入院患者	95	11	166	85	9	1	2	9	29	1	―	―	―	408
20 歳未満	―	―	2	6	2	1	―	2	12	―	―	―	―	25
20 歳～40 歳未満	―	―	46	9	3	―	1	5	15	―	―	―	―	79
40 歳～65 歳未満	5	4	88	39	3	―	―	2	1	1	―	―	―	143
65 歳以上	90	7	30	31	1	―	1	―	1	―	―	―	―	161

(4) 精神保健福祉相談状況

精神科医師や心理職員、保健師が、こころの病への対応等について助言を行い、当事者や家族の抱える問題解決の糸口になるよう支援を行った。

ア. 精神科医師、心理職員による精神保健福祉相談

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
精神科医師	47	34	22	25	36
心理職員	6	9	14	3	12

イ. 保健師による精神保健福祉相談(地域保健課含む)

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
訪問(延べ件数)	306	280	153	130	78
来所・電話(延べ件数)	1,631	1,876	1,360	1,203	1,178

ウ. 緊急対応(地域保健課含む)

夜間休日・緊急時等の対応困難者や警察官通報の対応件数である。

(年度末現在)

緊急対応総件数	34	日中対応件数	9
		夜間・休日対応件数	25

(年度末現在)

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第 23 条に基づく通報件数	31
精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第 22 条に基づく申請件数	—

(5) 精神障がい者の地域移行・地域定着支援

精神疾患の未治療や治療中断により再発を繰り返したり、長期入院の精神障がい者に対し、地域で安定した生活を送ることができるよう 25 事例について支援を行った。

(6) 豊田市措置入院者の退院後の支援事業

精神保健福祉法第 47 条に基づく相談支援業務の一環として、同法第 29 条第 1 項により入院し、かつ支援計画の作成に同意した方に対し、社会復帰の促進等を図ることを目的として、6 か月間の支援計画を作成し、支援を行った。

(年度末現在)

支援計画の作成数	6
----------	---

(7) 豊田市ピアサポーターフォローアップ研修、交流会

精神障がい者の地域移行・地域定着支援の推進のため、研修会及び交流会を通じて登録ピアサポーターのスキルアップに向けた支援を行った。

実施回数	延べ参加者数
6	8

(8) 精神保健福祉理解啓発事業

精神障がいへの理解を深めるため、精神保健福祉普及講演会等を実施し、普及啓発に取り組んだ。

開催日	内容	参加人数
10 月 10 日	「精神保健福祉普及研修会」 講 師 ピアサポーター、家族会、相談支援専門員 対象者 旭地区民生委員児童委員等	20
11 月 25 日	「若者のこころの SOS に寄り添う ～こころの回復のプロセスと支援について～」 講 師 精神科医師 対象者 市内在住・在勤・在学者	68

(9) 障がい者総合支援法 精神障がい者の福祉サービスの利用状況

精神障がい者の実支給決定者は 1105 人であり、サービス検討会議等を開催し生活の質の向上を図った。

(令和 5 年度末現在)

事業	支給決定者数	サービス利用者数
居宅介護	146	117
短期入所	65	7
生活介護	57	52
グループホーム・ケアホーム	120	113
就労移行支援	180	152
就労継続支援	634	499
自立訓練	39	27
移動支援	74	35
地域生活支援デイ	34	9
日中短期入所	25	1
地域活動支援センターⅢ型	24	18

(10) 精神障がい者支援従事者研修会

精神障がい者への支援に従事している事業所や医療関係者を対象に講義及び事例検討を実施し、職員の質の向上に努めた。

開催日	内容	参加人数
6 月 22 日	事例検討会 講師 西三河北部圏域地域アドバイザー	23
7 月 20 日	座談会 講師 精神保健福祉士	24
10 月 5 日	精神障がいの理解を深める研修会 講師 地域活動支援センター職員、当事者	46

(11) 精神障がい者地域支援協議会

精神障がいに対応した地域包括ケアシステム及び精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、豊田市精神障がい者地域支援協議会を設置し、保健・医療・福祉関係者で協議を行った。

事業名	開催回数	延べ参加人数
精神障がい者地域支援協議会	1	16
精神障がい者地域支援協議会部会	3	31

(12) 家族教室及び家族交流会

脳外傷等による高次脳機能障がい者の家族、依存問題を抱える家族を対象に知識普及・情報交換の場として教室や交流の場を開催している。また、自主活動をしているグループに対しても活動支援を実施している。

家族教室・交流会

事業名	開催回数	延べ参加人数
高次脳機能障がいのある人の家族の教室	4	23
依存問題でお困りの家族教室	2	7

自主グループ

事業名	回数
豊田地域精神障がい者家族会	2

(13) 地域活動支援センターⅢ型事業利用状況

社会的経験の乏しい障がい者に対し社会参加、生活訓練の場を提供することで社会生活において自信をつけ、生活の質の向上を図ることを目指している。

(年度末現在)

事業所名	実施日数	利用数	一日平均通所者数(人)
はばたき工房	245	1,801	7.4
ポジティブ21いなぶ	239	645	2.7

(14) 地域活動支援センターⅠ型事業利用状況

市内の医療法人2か所に委託し、相談支援及び社会との交流促進等の充実を図っている。

(利用数)

	相談支援事業 ¹⁾	基礎的事業 ²⁾	強化事業 ³⁾
エポレ	904 (1,314)	342 (616)	235 (491)
豊田ころもサポート	805 (806)	119 (120)	430 (432)

注：()内他市町含む総実績

注 1)精神保健福祉士による相談(こころの悩み、治療、福祉サービス利用等の相談)

2)障がい者のグループ活動、社会との交流促進事業

3)家族教室、ピアサポート活動、地域住民ボランティア育成事業、普及啓発事業、地域との連携強化のための調整

(15) 精神障がい者家族相談支援事業

精神障がい者本人やその家族が、同じ悩みや苦しみ等を経験した家族から助言を受けることで、孤立感や疎外感を和らげることを目的としている。また、当事者やその家族が自立に向けた地域生活を送ることを目的に居場所を提供している。

(年度末現在)

電話相談延べ件数	53
面接相談延べ件数	20
居場所延べ参加者数	259

◆ 難病対策

難病の患者及びその家族が安定した療養生活を送ることができるよう、患者・家族会及び講演会・療養相談会、専門医や保健師による相談を行った。

(1) 特定疾患医療給付公費負担受給者の状況

特定疾患医療給付事業申請受付、愛知県への進達事務及び受給者票の発送を行った。

特定疾患医療給付公費負担受給者数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
受給者数	16	13	9	9	6

注：平成27年1月の難病法の施行に伴い、多くの疾患が特定医療費へ移行となり、6疾患のみが対象となっている。

(2) 特定医療費受給者の状況

平成 27 年 1 月施行の難病法に基づき、338 疾患(令和 5 年 3 月 31 日時点)が特定医療費の対象となっている。特定医療費支給認定申請受付、愛知県への進達事務及び受給者証の発送を行った。

特定医療費受給者数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
受給者数	2, 227	2, 475	2, 435	2, 502	2, 560

(3) 先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業

先天性血液凝固因子欠乏症等の医療費助成として、先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業申請受付と県への進達事務を行った。

先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業受給者票申請件数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
交付件数	27	28	30	27	29

(4) 難病患者地域ケア推進事業

ア. 保健師による難病相談等(地域保健課含む)

A L S (筋萎縮性側索硬化症) 患者を中心に難病患者が地域で安心して生活できるよう相談支援を行った。

実人数	延べ人数			
	家庭訪問	面接	電話	ケース会議
55	21	8	44	1

イ. 難病患者家族教室

難病患者及びその家族が安定した生活を送るために、必要な知識を深め、療養上・日常生活上の悩みや不安等の解消が図られるよう支援した。

(ア) パーキンソン病

開催日	内容／講師	参加人数
5 月 26 日	療養相談 講話・体操 神経内科医師 理学療法士	19
10 月 27 日	療養相談 講話・体操 神経内科医師 理学療法士	7

(イ) A L S (筋萎縮性側索硬化症)

開催日	内容／講師	参加人数
6 月 1 日	講話・交流会 日本 ALS 協会愛知県支部職員	3
11 月 2 日	講話・交流会 日本 ALS 協会愛知県支部職員	1

ウ. 講演会及び療養相談会

難病患者及びその家族、医療福祉関係者を対象に、疾患の理解や日常生活に必要な知識を深めるため講演会を行った。また、一人ひとりの日常生活の悩み等に対し療養相談を行い、地域で安心して生活ができるよう支援した。

開催日	内容／講師	参加人数
9 月 27 日	多発性硬化症／視神経脊髄炎 脳神経内科医師	8

開催日	内容／講師	参加人数
10月 7日	間質性肺炎 呼吸器内科医師	58
11月 11日	慢性腎疾患 腎臓内科医師	81
12月 6日	脊髄小脳変性症 脳神経内科医師	8
1月 24日	後縦靱帯骨化症 整形外科医師	10

エ. 医師による難病個別相談

難病患者及びその家族が、難病に対する正しい知識を深めるとともに、療養上及び日常生活上の悩みや不安等の解消を図るために、難病専門医師による個別相談を実施した。

疾患区分	実施回数	件数
神経疾患①	1	2
神経疾患②	—	—
消化器疾患	—	—
膠原病	1	2
呼吸器疾患	—	—
骨・関節疾患	1	1

※—：相談希望なく中止

(5) 豊田市難病患者支援金支給事業

令和元年度から所得制限を設け、「特定疾患医療給付事業受給者票」又は「特定医療費受給者証」の交付を受けている人を対象に年額3万円を支給した。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
支援金支給人数	1,302	1,320	1,492	1,536	1,590

◆ 身体障がい者手帳

身体障がい者手帳は、身体障がい者福祉法に定める障がい程度に該当する障がいを持つ者に交付され、身体障がい者福祉の基礎となるものである。

(1) 身体障がい者手帳所持者数・障がい別・等級別の状況

(各年度4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
所持者数	12,841	12,846	12,790	12,686	12,628

(令和6年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	262	278	58	60	115	32	805
聴覚平衡機能障がい	74	370	173	174	1	307	1,099
音声言語機能障がい	3	8	69	47	—	—	127
肢体不自由	1,117	1,258	1,523	1,332	618	260	6,108
内部障がい	2,408	73	882	1,126	—	—	4,489
計	3,864	1,987	2,705	2,739	734	599	12,628

(2) 身体障がい者手帳交付数

年度	元	2	3	4	5
新規交付	895	905	841	885	919
等級変更	419	407	411	429	416
再交付	191	147	203	169	170
計	1,505	1,459	1,455	1,483	1,505

◆ 療育手帳

知的障がい者(児)が一貫した療育と共に各種の援助措置を受けやすくするために交付し、福祉の増進を図る。療育手帳の交付者数は、年々増加傾向にある。

(1) 療育手帳所持者数

(各年度4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
所持者数	3,367	3,425	3,585	3,688	3,824

(2) 年齢別・判定別の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	A判定	B判定	C判定	合計
18歳以上	1,084	703	786	2,573
18歳未満	393	252	606	1,251
計	1,477	955	1,392	3,824

◆ 手当制度

(1) 豊田市心身障がい者扶助料

心身障がい者の福祉の増進を図るため、心身障がい者扶助料を支給した。支給額は障がい程度により月額4,500円、4,000円、2,500円であり、本人の所得が一定額以上ある等の場合は支給を停止する。

(各年度4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
受給者数	15,744	15,981	16,373	16,667	16,913

(2) 豊田市在宅重度心身障がい者手当

在宅重度障がい者の生活の向上に寄与するため支給した。

(各年度4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
受給者数	537	537	529	533	537

(3) 愛知県在宅重度障がい者手当

愛知県の規則に基づく制度で、在宅重度障がい者の福祉向上を図るため支給されている。

(各年度4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
受給者数	3,441	3,396	3,392	3,324	3,287

(4) 特別障がい者手当

著しく重度の重複障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある満

20 歳以上の在宅重度障がい者に支給した。特別児童扶養手当等の支給に関する法律による支給額に、愛知県による上乗せ支給額が加算される。

(各年度 4 月 1 日現在)

年度	2	3	4	5	6
受給者数	378	381	400	426	424

(5) 障がい児福祉手当

身体又は知的発達に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の満 20 歳未満の者に支給した。特別児童扶養手当等の支給に関する法律による支給額に、愛知県による上乗せ支給額が加算される。

(各年度 4 月 1 日現在)

年度	2	3	4	5	6
受給者数	205	222	221	227	240

(6) 特別児童扶養手当

身体・知的発達又は精神に障がいのある児童(20 歳未満)の生活の向上に役立てるため、その児童を監護する父若しくは母又は父母に代わってその児童を養育する者に支給されている。

(各年度 4 月 1 日現在)

年度	2	3	4	5	6
受給者数	659	673	701	726	753

◆ 障がい者総合支援法による支給及び給付

(1) 補装具費の支給

身体障がい者等の職業上その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、補聴器・義肢・車いす・視覚障がい者安全つえ・歩行補助つえ等の購入及び修理に要する費用の一部を支給する。ただし、一部の種類については愛知県西三河児童・障害者相談センターによる支給判定が必要となる。

平成 12 年度には介護保険制度が開始され、介護保険での福祉用具貸与の対象となる品目は補装具費支給から除外され、また、平成 18 年 10 月から障がい者自立支援法の施行により対象品目の見直しが行われた。平成 22 年度から、低所得世帯(非課税世帯)の自己負担額は 0 円となった。平成 30 年度から、法律の一部改正により補装具費の支給に借受けも追加となった。

年度	元	2	3	4	5
給付・修理件数	746	769	652	649	704

(2) 日常生活用具の給付

障がい者(児)及び難病患者等の日常生活の便宜を図ることを目的として、視覚障がい者用時計・特殊寝台・たん吸引器等の給付をする。なお、交付にあたっては、原則 1 割負担。所得に応じた上限負担額が定められている。

補装具と同様に介護保険制度の開始により平成 12 年度以降給付件数が大幅に減少したが、平成 15 年度以降増加傾向にある。平成 18 年 10 月から障がい者自立支援法により、スローマ用装具等の補装具が日常生活用具に組替えされた。平成 22 年度から障がい福祉サービス利用者負担と合わせて、低所得世帯(非課税世帯)の自己負担額は 0 円となった。

年度	元	2	3	4	5
給付件数	4,350	4,614	5,202	4,552	5,098

(3) 自立支援医療費（更生医療）の支給

18歳以上の身体障がい者手帳所持者を対象とし、その障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりするための手術や投薬等に係る医療費の支給を行っている。支給医療は人工透析が大半を占め、そのほかに腎移植後の抗免疫療法、人工関節置換、免疫機能に係る薬物療法などの医療がある。

年度	元	2	3	4	5
給付件数	878	923	1,098	955	934

◆ 助成制度

(1) 障がい者タクシー料金助成

障がい者が公共交通機関又は自家用車等による移動が困難なためタクシーを利用する場合にタクシー料金の一部を助成した。なお、平成12年度から精神障がい者保健福祉手帳所持者も助成対象に加えた。また、平成15年度から助成方法を半額助成とした。

障がい種別	年度		元		2		3		4		5	
	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数
身体障がい者	10,399	7,630	10,342	7,546	10,213	7,388	10,031	7,228	9,937	7,210		
知的障がい者	1,886	1,205	1,904	1,168	1,941	1,183	1,997	1,152	2,073	1,227		
精神障がい者	2,569	1,787	2,698	1,869	2,939	2,059	3,190	2,175	3,465	2,342		
計	14,854	10,622	14,944	10,583	15,093	10,630	15,218	10,555	15,475	10,779		

(2) 身体障がい者用自動車改造費助成事業

身体障がい者で、運転免許証に付された「免許の条件」に応じ、操行装置・駆動装置等を改造する費用の一部を助成する。

年度	元	2	3	4	5
助成件数	19	16	8	13	8

(3) 自動車運転免許取得費助成事業

身体障がい者が運転免許証取得のために要した費用の一部を助成する。

年度	元	2	3	4	5
助成者数	8	8	5	4	3

(4) 心身障がい者扶養共済掛金助成事業

心身障がい者の保護者の相互扶助制度である愛知県心身障がい者扶養共済制度に加入されている方に、掛金の一部を助成する。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
受給者数	73	83	93	92	101

(5) 中等度以下難聴児補聴器購入費等助成事業

中等度以下の難聴児に対して、補聴器の購入及び修理費用の一部を助成することで、適切な補聴器

装用を奨励し、言語や精神の発達、学力の向上など、難聴児の成長を支援する。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
助成件数	24	15	25	31	31

◆ 日常生活

(1) 寝具貸与（日常生活用具給付等事業）

在宅の重度心身障がい者に対する寝具の貸与及び寝具の定期的なクリーニング・消毒・乾燥を通して、衛生的な環境を保持する。なお、自己所有の寝具のクリーニング・消毒・乾燥のみの利用もできる。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	40	39	45	46	43

(2) 緊急通報システム設置事業

身体障がい者手帳 1、2 級でひとり暮らしの者に緊急通報システム機器を貸与するとともに、消防署の受信システムに利用者情報を登録することにより、生活の安全確保を図っている。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	17	17	23	22	18

(3) 福祉電話訪問事業

ひとり暮らしの在宅重度心身障がい者の安否確認や、孤独感の解消を図るために、週 1 回電話訪問を行っている。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	1	1	1	1	—

(4) 「食」の自立支援事業（配食サービス事業）

「食」の自立の観点から、安否確認が必要で調理が困難な障がい者のみの世帯等の方を対象に、栄養バランスのとれた食事を配達し、合わせて安否の確認を行っている。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	26	30	28	19	15
延べ配食数	6, 171	5, 791	5, 941	5, 436	3, 868

(5) 移動入浴サービス

家庭において入浴することが困難な重度の身体障がい児(者)に対し、移動入浴車を派遣する。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	73	71	62	66	61

(6) 点字広報・声の広報

月 1 回発行の「広報とよた」の点字版及び音訳版によるサービスを実施。それぞれ自宅へ郵送する。

利用者数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
点字広報	56	55	55	54	53
声の広報	48	42	41	41	42

(7) 手話通訳者設置及び派遣・要約筆記奉仕員派遣

聴覚・言語障がい者の市役所での相談・手続きを容易にするために手話通訳者を設置する。また、病院や公共機関等へ出かける場合で手話通訳・要約筆記が必要な場合に通訳者等を派遣する。

年度	元	2	3	4	5
手話通訳	576	539	603	649	714
要約筆記	23	40	47	59	48

(8) ホームヘルパー

日常生活に支障のある障がい児(者)の居宅を訪問して、身体介護や家事援助、通院の介助等を行う。平成12年度に介護保険制度が開始され、介護保険対象者が対象から除かれたため、平成12年度には大きく減少したが、平成15年度の支援費制度の開始により知的障がい児(者)を中心に利用者が増加した。平成18年10月から障がい者自立支援法により3障がい共通のルールによるサービスが全面開始された。また、平成25年4月から障がい者の範囲に難病等の方が加わった。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	350	345	377	358	392

(9) 移動支援

重度の視覚障がい児(者)、全身性障がい児(者)、知的障がい児(者)及び精神障がい者で外出することが困難な方が外出される場合に、ヘルパーの派遣を実施する。平成18年10月から障がい者自立支援法により3障がい共通のルールによる制度が始まった。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	241	223	260	300	318

(10) 同行援護

視覚障がい児(者)で外出することが困難な方が外出される場合に、移動に必要な情報の提供、移動に必要な支援をヘルパーが実施する。平成23年10月の障がい者自立支援法の改正により、新たに障がい福祉サービスに加わった。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	51	53	54	56	61

(11) 障がい者教養教室

障がい者手帳の所持者を対象に、絵画・華道・手芸・料理等の教室を実施する。また、障がい者の作品を展示する「障がい者作品展」を年1回開催している。

年度	元	2	3	4	5
延べ受講者数	3,061	1,676	1,902	2,443	2,608

(12) 福祉車両による移送サービス

車いす・電動車いすなどを利用しているため、公共交通機関による移動が困難な障がい者の移動手段を確保するために、リフト付き福祉車両による移送サービスを平成 14 年 7 月から開始した。このサービスは、「暖」通所者の送迎車両の空き時間を利用して実施しているもので、事前に登録した者の通院・買い物等での外出を支援するものである。なお、平成 16 年度からは 1 台を専用車とし運行している。

年度	元	2	3	4	5
送迎回数	1,366	1,008	876	883	743

(13) 訪問理美容サービス

外出が困難な在宅の障がい者が、自宅で散髪などのサービスを受けやすくするために、理美容師の出張費相当額を助成する利用券を最大 6 枚／年まで交付する。

年度	元	2	3	4	5
申請者数	34	37	44	49	41
利用回数	73	77	91	100	110

(14) 障がい者相談支援事業

障がい者及びその介護者に対して、社会生活力を高めるための直接支援、各種在宅サービス・社会資源の紹介等を行い、障がい者のいる世帯の生活全般を支援することを目的とする。

障がい者自立支援法施行により、平成 19 年度から知的障がい者生活支援事業、市町村障がい者生活支援事業を統合して実施した。平成 24 年度からは市内 8 法人に委託して実施し、令和 6 年度からは中学校区ごとの相談体制へと変更し、市内 11 法人、13 事業所に委託を実施している。

実績件数

年度	3	4	5
福祉サービスの利用等に関する支援	7,869	8,411	7,712
障がいや病状の理解に関する支援	1,152	935	924
健康・医療に関する支援	1,032	1,043	1,035
不安の解消・情緒安定に関する支援	1,360	1,568	1,230
保育・教育に関する支援	242	355	206
家族関係・人間関係に関する支援	606	801	878
家計・経済に関する支援	379	780	522
生活技術に関する支援	691	837	590
就労に関する支援	527	528	399
社会参加・余暇活動に関する支援	252	339	347
権利擁護に関する支援	99	233	313
その他	912	1,116	1,190
合計	15,121	16,946	15,346

(15) 障がい者虐待

平成 24 年 10 月に「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、市は障がい者虐待対応の窓口等となる「障がい者虐待防止センター」としての機能を果たすこととなった。通報や届出の受理、虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導および助言、広報

啓発活動等を実施している。

障がい者虐待の通報・届出件数及び虐待認定件数

内容		年度		3		4		5	
				施設従事者 による虐待	養護者に よる虐待	施設従事者 による虐待	養護者に よる虐待	施設従事者 による虐待	養護者に よる虐待
実件数（件）	通報・届出			4	11	9	18	23	19
	認定			1	4	—	1	12	3
身体的虐待(件)	通報・届出			1	10	0	17	7	15
	認定			1	4	—	—	2	2
放棄・放任(件)	通報・届出			—	1	2	1	1	1
	認定			—	—	—	1	1	1
性的虐待(件)	通報・届出			—	—	2	—	1	1
	認定			—	—	—	—	1	—
心理的虐待(件)	通報・届出			3	—	5	2	7	2
	認定			—	—	—	—	1	—
経済的虐待(件)	通報・届出			—	—	—	2	7	2
	認定			—	—	—	—	7	1
合計(件)	通報・届出			4	11	9	22	23	21
	認定			1	4	—	1	12	3

注：1人に対して複数内容の虐待があった場合は、それぞれの件数にカウントする

施設従事者による虐待は、本市がサービスの支給決定をした障がい者への虐待を計上

◆ 施設

(1) ショートステイ

在宅の障がい児(者)を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合及び障がい児(者)の生活訓練等の指導が必要となった場合に、障がい児(者)を施設に短期間入所させることにより、その福祉の向上をはかることを目的とする。

平成 18 年 10 月から障がい者自立支援法により 3 障がい共通のルールによるサービスが全面開始された。

年度	元	2	3	4	5
延べ利用日数	12,834	9,563	10,859	10,651	12,199

(2) 日中一時支援事業

障がい児(者)の主に日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会適応訓練、日常生活訓練、生産活動などの支援を行う。平成 18 年 10 月から実施している。

利用者数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
地域生活支援デイサービス	75	72	63	77	68
日中短期入所	143	121	106	111	111

(3) 障がい児等療育支援事業

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)及び身体障がい児(以下「在宅障がい児(者)」という。)のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、障がい児(者)施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障がい児(者)及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。平成 12 年 10 月から、社会福祉法人豊田市福祉事業団へ委託し、豊田市こども発達センターにて実施されている。

事業別実施件数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
在宅支援訪問療育等指導事業	969	648	796	177	883
在宅支援外来療育等指導事業	15,602	12,882	16,831	19,697	17,218
施設支援一般指導事業	704	336	706	1022	876

(4) 障がい者総合支援法による福祉サービス利用者

利用者数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
生活介護	778	789	834	868	863
就労継続支援 A 型	158	174	172	215	257
就労継続支援 B 型	459	491	570	692	756
就労移行支援	134	175	166	180	196
施設入所支援	234	235	228	238	238
療養介護	34	34	34	33	34

(5) グループホーム

障がい者に生活の場を提供し、食事等の日常生活援助を行うことにより、地域社会における自立生活を助長した。グループホームが日常生活の拠点となり、そこで障がい者本人の社会参加がなされている。

利用者数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
グループホーム	215	238	291	344	373

(6) 児童福祉法による障がい児通所支援

障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行った。平成 24 年 4 月の児童福祉法の改正により開始した。

利用者数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
児童発達支援	177	207	265	327	352
医療型児童発達支援	1	1	—	—	—
放課後等デイサービス	609	656	714	826	901
保育所等訪問支援	—	4	6	6	7

(7) 児童発達支援センター

発達遅滞及び肢体不自由、難聴幼児、重度心身障がい児を対象に、個々の子どもの特性を考慮し情緒の安定を図り、できる限り健全な社会生活を営めるよう集団的、個別的に早い段階から適切な指導

を行った。

契約児数

(各年度4月1日現在)

年度		元	2	3	4	5
ひまわり(知的障がい及び発達障がい)		50	50	50	50	50
たんぽぽ(肢体不自由)		38	33	35	39	38
なのはな	なのはな(難聴)	11	13	16	14	16
	ちょうちょ・とんぼ(知的障がい)	20	20	20	20	20
計		119	116	121	123	124